

気象警報発令時及び公共交通機関不通時の文学部・文学研究科に係る
授業・試験の取扱い

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、文学部・文学研究科の授業・試験を次のとおり取扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

下記(1)又は(2)の場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

(1) 京都府南部に暴風警報が発令された場合、又は次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合

(ロ) JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町・梅田間)、京阪電車(出町柳・淀屋橋間)、近鉄電車(京都・西大寺間)、叡山電車のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

(2) 文学部長・文学研究科長の判断による場合

授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

2. 暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

午前 6時30分までに解除・運行再開の場合 1時限から実施

午前10時30分までに解除・運行再開の場合 3時限から実施

3. 暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

1時限開始後に上記1の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附 記

この取扱いは、平成16年10月1日から実施する。